

確認検査手数料を 2024 年 1 月 1 日より改定します

2023 年 12 月 1 日

一般財団法人ベターリビング

日頃より一般財団法人ベターリビングの行う確認検査業務をご利用いただきありがとうございます。

このたび、物価高騰等社会情勢の変化に伴い、建築基準法に基づく確認検査業務の手数料を 2024 年 1 月 1 日以降の引受け分より改定させていただくこととなりました。

主な改定点は以下のとおりです。

項目	現行	→ 改定
基本手数料（建築物）	床面積に応じた手数料	一部手数料を増額
基本手数料（工作物）	高さに応じた手数料	一部手数料を増額
小規模建築物用手数料枠の適用範囲	法第 6 条の 4 による確認特例対象の建築物で床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	法第 6 条の 4 による確認特例対象の建築物で床面積の合計が 1,000 m ² 以内のもの
構造計算を要する建築物の手数料の加算（500 m ² 以下）	20,000 円	40,000 円
構造計算を要する複数棟の建築物の手数料の加算（500 m ² を超える場合）	増加棟毎に 50,000 円	床面積に応じた手数料
構造計算においてルート 2 基準審査を適用する場合の手数料の加算	床面積が 2,000 m ² 以下 80,000 円 床面積が 2,000 m ² 超 160,000 円	床面積に応じた手数料 （面積区分を細分化）
エネルギー法、特殊な構造方法等を用いる場合の手数料の加算	規定なし	床面積に応じた手数料
天空率を用いる場合の手数料の加算	床面積が 500 m ² を超える建築物に対して、一審査項目毎に 10,000 円	全ての建築物に対して、一審査項目毎に確認申請手数料の 10 分の 1
構造計算適合性判定図書との整合性審査の手数料	規定なし	10,000 円
軽微な変更説明書を提出する場合の手数料	一の提出毎に 5,000 円	床面積が 500 m ² 以下 5,000 円 床面積が 500 m ² 超 10,000 円
検査時の交通費、出張費の加算対象地域	当財団本部事務所（飯田橋）より概ね 50km 以遠となる一定の市町村	茨城県・千葉県において概ね 50km 以遠となる市町村を追加

その他の詳細につきましては、当財団ウェブサイト<建築確認検査>ページ内の<手数料>欄をご覧ください。 <https://www.cbl.or.jp/standard/kenki/index.html>